

# 第 1 調査の概要

1 実施主体 文部科学省

2 根拠法令 統計法（基幹統計）

3 調査目的

この調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上必要な法規作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止、教員養成計画等の検討・策定のための基礎資料を得ること等を目的とする。

4 調査期日

平成 28 年 5 月 1 日。ただし「卒業後の状況調査」は前年度間卒業者について調査。

5 調査の範囲

(1) 公立・私立の幼稚園、幼保連携認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

(2) 専修学校及び各種学校

(3) 学齢児童及び生徒

なお、大学・短期大学については、文部科学省が直接調査を行っているため除いている。

6 調査事項

(1) 学校調査 学校数、学級数、幼児・児童・生徒数、教職員数、入学者数等

(2) 学校通信教育調査 生徒数、教職員数、入学者数、卒業生数等

(3) 卒業後の状況調査 進路別卒業生数、産業別・職業別就職者数等

(4) 不就学学齢児童生徒調査 就学免除者数、就学猶予者数、死亡者数、1年以上の居所不明者数等

(5) 学校施設調査（平成 29 年 3 月の確報にて公表）

学校建物面積、学校土地面積等

平成 28 年度より、学校調査のうち、小学校及び中学校の「理由別長期欠席者数」の調査項目が削除された。

## 7 利用上の注意

### (1) 学校数

学校数には休校中の学校も含む。

### (2) 単式学級

同学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。

### (3) 複式学級

2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。

### (4) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級をいう。

### (5) 教職員数

職員数には本務者のみ計上（本務・兼務の区分は、原則として辞令面による）。

### (6) 就学免除者及び就学猶予者数

市町村教育委員会が就学免除又は就学猶予を行った者をいう。

### (7) 高等学校等進学者

高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者をいう。

### (8) 大学等進学者

大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者をいう。

### (9) 就職進学者

就職しながら進学した者をいう。

### (10) 一時的な仕事に就いた者

アルバイト、パート等臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。

### (11) 年齢は、平成28年4月1日現在の満年齢。

### (12) 調査結果の概要については、各表と11ページ以降の統計表を参照。

- ・統計表中、「-」は、0 または 該当数字がないもの  
「…」は、事実不詳 または 調査を欠くもの
- ・割合を示す数字は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位まで表示した。
- ・端数処理の関係上合計が100にならない場合もある。